

Title	英国石炭業委員会報告の概要(上)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.2 (1920. 2) ,p.273(131)- 278(136)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200200-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るものなりとの外、これを推測すること能はざるが故に日本は其存立又は權利が危険に瀕したるが爲めに止むを得ずして出兵したるに非ず。果して然らば露國の現狀が無政府もしくは政府の無力なるが爲めに他に平穩なる手段に訴ふるを得ず、止むを得ずして此に出でたりとの辯明は最初より理由を爲さざるものとして少なくとも日本政府の聲明に於ては日本は露國に對し餘計の干渉を爲しつゝあるものと解せらるゝも辯疏の辭なかる可し。

日本軍隊の西比利亞に於ける行動は之を國家自衛權の作用に依て説明する能はざること即ち斯の如し。然らば合法なる干渉の名に依て之を辯疏することを得べきや。干渉の如何なるものにして如何なる場合に於ける干渉を合法と認む可きや。西比利亞の駐兵は果して合法なる干渉の要件を具備せるや否や。是れ余が更に論明せんと欲する所なり。

雜 錄

英國石炭業委員會

報告の概要(上)

堀江 歸一

英國石炭業委員會報告書中、余の接手したるは中間報告書三冊并に第二段報告書一冊に過ぎず。然れども之を通讀すれば英國に於て石炭業殊に炭礦國有若しくは炭礦管理問題に對する輿論の如何なる趨勢に居り又如何なる歸趣を告ぐ可きやを知るの便と爲るもの少なしとせず。其概要を抜抄す可し。

(一) 第一中間報告

此報告書に署名したるは、委員長サンケイ氏并に委員バルフォア、ダッカム、ロイデンの

三氏にして、二十六個條の勸告と十六個條の報告とより成り、勸告は炭坑に於ける労働時間と賃銀との兩者に關聯す。即ち(一)労働時間に就ては、千九百八年の炭坑制限法即ち通俗に八時間法と稱せらるゝものに於て、坑内労働時間の制限八時間とあるを千九百十九年七月十六日以後七時間とし、尙ほ千九百二十年末に於ける炭坑業の經濟的狀態に依り、千九百二十一年七月十三日以後六時間とし、(二)千九百十九年七月十六日以後炭坑の地上に於ける労働者の労働時間を食事時間を除き、毎週四十六時間とし、(三)炭坑労働者の賃銀に對して、一日二志の増率を施し十六歳以下の労働者には一志の増率を施し(四)是等の勸告を實行する爲めに、千九百十九年七月十六日以後坑内労働者の労働時間に一時間の減縮を來し、又千九百二十一年七月三十一日以後更に一時間の減縮を來す一方に賃銀の増

加額として三千万磅を労働者間に分配するに至る可しと雖も、是等の結果は消費者に對し、石炭の代價を引上げることなくして、行はる可きものとす。(五)國有計畫に關して考ふるに、現に與へられたる證言のみを以てするも、炭坑業に於ける現行の所有并に經營制度には大なる缺點あり、隨て國有が國家買収又は官民協同の管理か、孰れか一に據らざる可からず、(六)然も委員は今日炭坑労働者が將來炭坑の經營に就て有効なる發言權を有するを必要とす。蓋し從來炭坑労働者は社會的に又技術的に、教養せられ其結果は大なる國民的資産たる以上は、之を利用せざるの道理ある可からず、(七)炭坑労働者が炭坑の經營に就て有効なる發言權を有し、加ふるに其労働條件に改良を加へられんか、彼等の生活程度は彼等の正當に要求し得る點まで、上進す可し、(八)委員會の徴したる證言は各地

方に於ける炭坑労働者に對し、住宅の設備を完成するを必要としたり、(九)而して斯く炭坑所在地に於ける家屋并に娛樂機關を改善するの費用に充つる爲めに石炭一噸に付き一片の代價を増徴す可きや否やは、至重の考量を要す可く、現時の石炭産額に對して、一片の代價を増徴するときは、年額約一百万磅の収入と爲る可し、以上の勸告に次いで、サンケー氏等は左の如き報告を公にしたり。

炭坑労働者の労働時間を減縮するは、爲めに産出額を減縮すると、其減縮する程度を量るに難さとの二點に於て、甚だしく解決に困難なる問題を以て、目せられたり。而して時間を減縮する方法としては、最初に之を七時間とし、次いで之を六時間とするを可なりとす。蓋し斯く時間を減縮するも、關係者の努力に依り、二年後に採炭量を千九百十三年當時即ち二億八千七

百萬噸に維持することを困難とせざる可きを以てなり。思ふに労働時間を七時間とするも労働者の坑内に居る時は七時間三十九分と爲る可く此労働時間を以てして、採炭量の減額は一割以内に過ぎざる可し。

此負擔に當る爲め、炭坑主は生産、運搬、分配に節約を行う可きものとす。

(一)スマイリー氏等の報告

スマイリー、ホッヂス、スミス、マニー、タウネー、ウエツプ氏等の署名したる報告は左の四點を以て、其骨子とす。

上記の程度に據り、賃銀に二志又は一志の増率を加へ、一方に労働時間を減縮し、爲めに生ずる費用を計算するに、前者に依て三千万磅、後者に依り、一割の減額を生ずるものとして、一千三百万磅の負擔と爲る可く、兩者を合して負擔は四千三百万磅に上る可し。之を償ふ爲め炭坑主をして採炭量一噸に付き一志二片の割合を以て、炭價を引上げしめんか、採炭量を二億

(一)生活の標準を上進せんとする炭坑夫の要求は之を正當なりとす。而して賃銀に約三割の増率を受けんとする要求も亦敢て過當に非ざることを認む。

(二)千九百八年炭坑制限法に於ける労働時間を八時間より六時間に減縮する要求も亦之を正當なりとす。

五千万噸として、一千五百万磅と爲る可く、此金額と今日の賃銀并に労働時間の下に、得らる可かりし利益金五千四百万磅との差額三千九百万磅は炭坑主の負擔たらざるを得ず。然れども

(三)炭坑夫が今日の炭坑私有の下に生ずる冗費の多く、又小賣に依る分配の消費大なるを認むるを正當なりとす。而して總ての炭坑を統一して之を資本的トラストの手に委するは、到底

忍ぶ能はざる所なるを以て、吾人は消費者并に炭坑主の利害を考量し、炭坑國有を以て、直に決定す可き原則なることを認む。

(四)軍隊より歸休を許されたる炭坑夫の要求に對しては、吾人は他の産業に於ける労働者の問題と關聯して、解決するを以て、有利なることを認む。

以上四原則を決定したる後、上記諸委員は賃銀并に労働時間の問題に進み、(a)千九百十年以來炭坑夫組合聯合會の要求しつゝある石炭供給の國有(b)坑夫労働時間の減縮、(c)坑夫労働報酬の一般的増加、(d)軍隊より歸休を命ぜられたる坑夫に對する待遇改善を擧げ、炭坑國有を以て、四五百萬人の家族を有し、三千三百の炭坑に従事する百十萬人に上る坑夫の十分の九の要求にして、隨て英國人口の十分の一に相當する國民が生活の標準を引上げる爲めに又社

會の他の階級に不公正なる負擔を加へずして、標準の引上を許すが如く、産業を組織せんとする要求なりとしたり。

然らば坑夫の要求は生産に如何なる影響を及ぼすや。蓋し坑夫の要求は正義の觀念を基礎とするものなり。彼等は彼等が生活し、又労働する狀況を以て、國民の良心の許さざるものとし、彼等の賃銀は貨物を以て、之を計量するときは戰前よりも低きに居れりとし、彼等の住居は慘憺たる状態に在りとし、千九百八年の八時間法は實際に八時間以上、時に十時間以上の労働を課するものなりとし、彼等が傷害の爲めに、不具者と爲るも、職工賠償法に據り戰前賃銀の半額又は如何なる場合に於ても、毎週二十志を制限とする手當金を領收するに止まり、然も生活費の昂騰したる今日に於ては、斯る手當金は殆ど無意義なりとし、近時労働時間の節減され、

賃銀の増率せられたる他の諸産業に比較して、炭坑夫の生活の辛勞多く、危険大なるに想到するときは、彼等をして生活の標準に實質的の上進を來すまで、産業の産出する物資の配分に多く與らしむるを以て、至當なりとするものなり。

諸委員は上記坑夫の要求を以て、正當と認めたり。蓋し炭坑夫の職業たる、輿論并に下院が特殊の考量を與ふる所なるに拘はらず、他の職業に比較して労働條件の劣るに至れるの状を免かれず。今上記の諸要求を實行するに當り、炭坑業、貿易若しくは消費者階級に對して、如何なる經濟的影響を及ぼすや。坑夫組合聯合會は固より此點を等閑に付するものに非ず、彼等が賃銀并に労働時間に就て改良を要求するや、實に現在に於ける石炭の生産并に分配に大なる冗費あり、隨て之を節約するときは、石炭の消費者に何等の苦痛を及ぼさず、寧ろ一噸當りの費用

を輕減して、一方に坑夫の要求に應ずるの見込の存すればなり。隨て坑夫の要求に應じて、時間并に賃銀を改良するに當り、國有問題より分離して、之を論ずる能はざることを信ず。之を實際の事實に徴するに、炭坑夫は千九百十四年來其實質的賃銀に何等の上進を受けず、却て其減率を蒙れると同様の地位に居れり。即ち千九百十四年來賃銀は坑夫一人平均八十二磅より百六十九磅に増加し、一倍六分の増加に當れども同時に食物の價格に一倍二割の騰貴を來し、賃銀收得者階級の生活費に一倍一割五分の上進を告げたることを知らざる可からず。茲に於てか坑夫は單に自己の貨幣賃銀を生活費に調節し、以て生活標準に於ける退歩を防ぐことを希望するに止まらず、進んで標準其もの、進歩を要求せんとす。吾人は坑夫の職業上に於ける地位に顧み、又他の賃銀收得者中、組織ある者が生活

の標準を進めたる事實に徴し、此要求の道理あるを認むるのみならず、斯る生活標準の進歩の社會全體に有利なることを唱へんとす。

炭坑夫の生活が今日如何に貧しき状態に居るやば、其家屋を見れば、些の疑を挾む能はざるものあり。即ち今日の炭坑村落ほど住居の状態に於て、慘憺たるものは、他に比類を見ざる所にして、南ウエールズ、ロナルクシャー、ウァーウキックシャー、スタッフォードシャー坑區地方の如き、文明の形跡の何ものたるやを知る能はざるなり。吾人にして坑夫の賃銀上進に關する要求を許容するとするも、總ての炭坑業が會計上の關係に於て、統一せらるゝに於ては、炭坑業に於ける戦前の利益に對して、一片の蠶食を加へざるを得べきことを信せざるを得ず。

(此項未完)

ギルド社會主義の國家觀 (上)

加田 忠 臣

ギルド社會主義又はナショナル・ギルツの思想はサンディカリズムとコレクティブズム(集産主義)とに對する批評から生れたと云ふことが出来るのである。ギルド社會主義の兩者に對する批評は其經濟的方面に於ては産業管理權の問題である。ウエップに従へば産業管理の問題は之を三つに分類することが出来る。一、何が生産せらるべきかの問題換言すれば消費者に供給せらるべき貨物又は勤勞の種類に關する決定、二、生産方法に關する決定、即ち材料の採用、方法の選擇、労働者の選擇、三、人が労働すべき後

説を抱懐しておるであらうか。

件即ち労働場所の温度、空氣、衛生設備、労働の強度、繼續時間並に其報酬として與へられる賃銀の問題之れである。(S. and B. Webb: Industrial Democracy, p. 818)

ギルド社會主義集産主義並にサンディカリズムはこの産業管理の問題に對して各々異なる態度を採つて居る。この態度の相異はまたこれ等三つの主義の國家に對する觀方の相異である。私は以下簡單に集産主義並にサンディカリズムのこれに對する態度と兩者に對するギルド社會主義の批評と最後にギルド社會主義者の國家觀を紹介したいと思ふ。

二

産業管理權問題に關する集産主義または國家社會主義の學説はシドニー・ウエップに依つて代表せらるゝと見るのは極めて妥當である。然らばウエップはこれ等の問題に關して如何なる學

第一の何が生産せらるべきかを決定するの權利は消費者にあるとウエップは主張する。何となれば社會全體に對して最大の満足を得る爲めには消費者の必要と欲望とを最も顧慮しなければならぬからである。故にこの問題に對する決定權は必然的に消費者の掌中になければならぬ。これ等の消費者の欲望が資本主義制度か、または消費者の任意的團結による消費組合かまたは、人民の結合即ち都市又は國家の企業かのいづれによつて最もよく充足せられるかは大問題である。けれども集産主義制度または資本主義制度のもとにおいても共に労働者は生産物の種類の決定權を持つて居ないのは、消費は消費者の最もよく知る所であると共に、労働者は消費者の需要に對して何等の智識もなければ、また労働者は進歩的社會の特色である需要の變化